

福津市成年後見制度利用支援事業における 報酬助成の手続き

①家庭裁判所へ報酬付与の申立を行う前に「福津市成年後見人等の報酬助成申請書」を添付書類（申請書下部に記載されているもの）と併せて提出してください。

※家庭裁判所様式の収支予定表を添付してください。

※金銭出納簿として通帳のコピーをご提出する場合は、「申請する報酬の対象期間」における金銭の出入りが記帳されている全てのページと、銀行名・支店名・口座番号・名義の分かるページの提出をお願いします。

※被後見人等に負債がある場合は、負債総額及び返済月額等が分かる書類を添付してください。

※被後見人等にやむをえない大きな支出の予定がある場合は、その支出予定額や支出が必要な理由が分かる書類を添付してください。

※登記事項証明書を提出する場合は、コピーで差し支えありません。ただし、発行日から3か月以内のものを添付してください。

②おおむね2週間程度で「福津市成年後見人等の報酬助成決定（却下）通知書」をお送りします（報酬助成決定通知書の場合は「福津市成年後見人等の報酬助成金請求書」も同封されています）

※報酬助成決定通知書があることで報酬付与の申立の際に有利に働くことがあるようですので、報酬助成決定通知書を受け取られてから申立を行うことをお勧めしています。

③家庭裁判所へ報酬付与の申立を行ってください。

※報酬付与の期間は、市へ提出した申請書に記載された対象期間に合わせてください。

④報酬付与の審判定後、「福津市成年後見人等の報酬助成金請求書」を添付書類（請求書下部に記載されているもの）とともにご提出ください。

※おおむね2週間程度で報酬助成金（福津市の報酬助成決定額と、家庭裁判所の報酬付与の審判による決定額のうち、少ない方の額）を請求書に記載された口座へ振り込みます。

※請求書は、報酬助成決定通知書の発行された年度中に市へ提出してください。もし、年度中に請求書を提出できない場合は、下記の間合せ先にご連絡をお願いします。

※毎年、おおむね家裁への報告の時期に申請していただく必要があります。一度報酬助成を利用された場合、翌年度以降は市からの報酬助成の案内は原則行いませんので、ご注意ください（なお、被後見人等の死亡等により後見業務が終了した場合は、報告時期を待たずにご申請ください）。

※被後見人等の資産状況に変化が生じた場合は「福津市成年後見人等の報酬助成変更（中止）届」を提出していただく必要がありますので、下記の間合せ先にご連絡をお願いします。

問合せ・書類提出先

福津市役所 高齢者サービス課高齢者福祉係

Tel0940-43-8298 FAX0940-34-3881